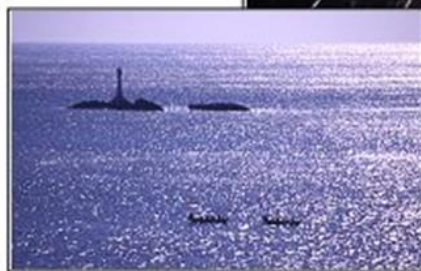
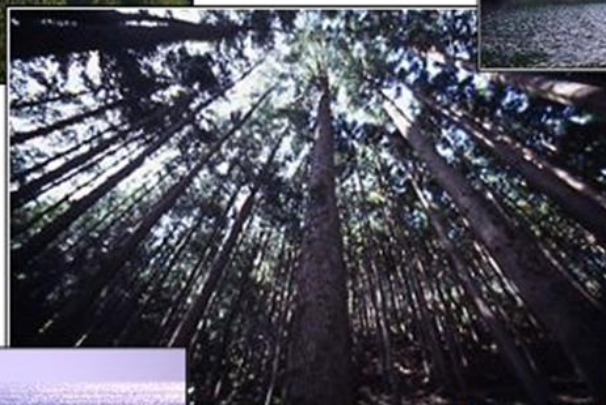


不動産公売広報

～和歌山地方税回収機構・紀の川市・白浜町の

合同公売会に参加してみませんか～



期 日：令和2年12月1日（火）

場 所：和歌山県自治会館3階304会議室

目 次

1. 公 売 の 概 要	1
2. 公 売 財 産 一 覧	6
3. 公 売 の 一 連 の 手 順	10
4. 公 売 参 加 の 手 引	12
5. 記 載 例	19
6. 公 売 財 産 の 明 細	25
機 構 1 - 3	26
紀 市 1 - 1	40
紀 市 1 - 3	45
紀 市 2 - 1	50
白 浜 町 1 - 1	55
7. 公 売 会 場 の ご 案 内	63

1. 公 売 の 概 要

① 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売財産の売却区分番号
令和2年12月1日（火） 和歌山県自治会館 3階 304会議室 （和歌山市茶屋ノ丁2番1）	機 構 1－3 紀 市 1－1 紀 市 1－3 紀 市 2－1 白浜町 1－1

② 公 売 財 産

「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」をご覧ください。なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

○和歌山地方税回収機構	売却区分番号	機 構	1－3
○紀の川市	売却区分番号	紀 市	1－1
	売却区分番号	紀 市	1－3
	売却区分番号	紀 市	2－1
○白浜町	売却区分番号	白浜町	1－1

③ 公 売 方 法

入 札

④ 入 札 時 間

公売期日の14時00分～14時20分まで

注）13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行います。

説明を聞いた上で入札してください。

⑤ 公売保証金納付期限

公売期日の13時30分～14時10分まで

⑥ 開札時刻

公売期日の14時20分

⑦ 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
機 構 1－3	令和2年12月8日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	令和2年12月8日(火) 11時30分
紀 市 1－1 紀 市 1－3 紀 市 2－1	令和2年12月8日(火) 10時30分 紀の川市 収納対策課	令和2年12月8日(火) 11時30分
白浜町 1－1	令和2年12月8日(火) 10時30分 白浜町 税務課	令和2年12月8日(火) 11時30分

注) 公売財産により場所が異なります。

⑧ 入札時の携行品等

◆公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。ただし振出日から起算して7日を経過していないもの。）でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産（売却区分番号）ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

◆印 鑑

入札者が個人の場合は個人の印鑑。

入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。

代理人が入札する場合は代理人の印鑑。

◆収 入 印 紙 （200 円）

公売保証金の返還にあたって、公売保証金の金額が5万円以上で返還を受ける方が、営利法人又は個人営業者（営業に関しない場合は除く。）の場合に必要です。

◆本 人 確 認 証 等

入札にお越しになる方（代理人の場合は代理人）の運転免許証等の顔写真付き証明証。

法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。

確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。

◆委 任 状

代理人が入札する場合は、代理権を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページよりダウンロードできます。

◆買受適格証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

◆共同入札代表者の届出書

共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。（入札をされる公売財産（売却区分番号）ごとに必要です。）

届出書は、当機構ホームページよりダウンロードできます。

⑨ 注 意 事 項

※ 公売財産の「見取図」等はおおよそその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認したうえ、入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、和歌山地方税回収機構は、公売財産の引渡義務を負わないため、占有者又は使用者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産については、税の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。

※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。

※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

※ 公売参加資格・入札方法については、「4. 公売参加の手引」及び「5. 記載例」をご覧ください。

※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

 お問い合わせ先

公売への参加方法・手続きについて		和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640（直通） ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
公売財産の 詳細、落札後 の手続きに ついて	機 構 1-3	和歌山地方税回収機構「不動産公売担当」 電話073-422-3640（直通）
	紀 市 1-1 紀 市 1-3 紀 市 2-1	紀の川市 収納対策課 電話0736-77-0814（直通）
	白浜町 1-1	白浜町 税務課 電話0739-43-3685（直通）

2. 公 売 財 産 一 覧

売却区 分番号	見積価額(円)	公売財産
	公売保証金(円)	所在地等
機 構 1-3	5,790,000 円	① 所 在 御坊市名屋町三丁目 地 番 3番2 地 目 宅地 地 積 172.99㎡ ② 所 在 御坊市名屋町三丁目 地 番 3番3 地 目 宅地 地 積 1,855.76㎡ ③ 所 在 御坊市名屋町三丁目 地 番 3番4 地 目 宅地 地 積 53.78㎡
	580,000 円	④ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3 種 類 工場 構 造 コンクリート ブロック造陸屋根平家建 床 面 積 120.36㎡ (附属建物) 符 号 1 種 類 工場・物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 16.36㎡ 2階 9.81㎡ ※主たる建物(120.36㎡)は滅失、附属建物のみ現存

		⑤ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の1 種 類 工場 構 造 煉瓦造瓦葺平家建 床 面 積 310.74㎡ ⑥ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の2 種 類 工場 構 造 木造瓦葺平家建 床 面 積 79.33㎡ ⑦ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の3 種 類 工場・事務所 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床 面 積 1階 165.28㎡ 2階 74.38㎡ ⑧ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地4、3番地3、 3番地4先 家屋番号 3番4 種 類 事務所・居宅 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 49.14㎡
--	--	--

紀 市 1-1	4,800,000 円	所 在 紀の川市池田新字梅ノ木 地 番 338番1 地 目 宅地 地 積 494.61㎡
	480,000 円	所 在 紀の川市池田新字梅ノ木338番地1 家屋番号 338番1の1 種 類 居宅 構 造 鉄骨造スレート葺2階建 床 面 積 1階 126.61㎡ 2階 59.33㎡
紀 市 1-3	1,230,000 円	所 在 紀の川市古和田字舞台 地 番 650番13 地 目 宅地 地 積 69.62㎡
	130,000 円	所 在 紀の川市古和田字舞台650番地13 家屋番号 650番13 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 37.26㎡ 2階 22.35㎡
紀 市 2-1	3,380,000 円	所 在 紀の川市名手西野字西川 地 番 394番8 地 目 宅地 地 積 176.68㎡
	340,000 円	所 在 紀の川市名手西野字西川394番地8 家屋番号 394番8 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 94.08㎡ 2階 40.92㎡

白浜町 1－1	2,050,000 円	所 在	西牟婁郡白浜町庄川字庄川口
	210,000 円	地 番	4 3 番 1 7
		地 目	雑種地
		地 積	2 4 7 m ²

3. 公売の一連の手順

「4. 公売参加の手引」も必ずご覧ください。

(1) 受付（13：00～）

- ①公売参加者受付簿に氏名（名称）を記入します。
- ②受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

(2) 公売保証金の受付（13：30～14：10）

- ①受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所（別室）にお入りください（当日ご案内します）。
- ②代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」をご用意ください。
- ③公売保証金の納付後「公売保証金領収書」（公売保証金の返還時に必要）、「入札書」（共同入札の場合は、入札書と共同入札書）及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

(3) 入札（14：00～14：20）

- ①「6. 公売財産の明細」を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ②入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
- ③「入札書」（共同の場合は入札書と共同入札書）を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑で封印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

(4)開札（１４：２０～）

- ①係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ②入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

(5)公売保証金の返還

- ①最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいていた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ②領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。

(6)最高価申込者と次順位買受申込者への説明

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

4. 公 売 参 加 の 手 引

●公売参加資格	① 原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、市町村長から公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条、第108条該当者）及び当該税の滞納者は、公売に参加できません。 ② 代理人が入札する場合は、本人の委任状（「5. 記載例」参照）が必要です。 また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（「5. 記載例」参照）を提出してください。 ③ 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。
●公 売 保 証 金	① 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の金額については、「2. 公売財産一覧」及び「6. 公売財産の明細」の公売保証金の欄をご覧ください。 ② 公売保証金は、現金又は小切手（和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。）で、公売当日に会場で納付してください。 なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。（複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。）

●入札	① 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け後、入札者の方の印鑑で封印してください。また、複数の公売財産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入れてください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。 ② 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 ③ 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 ④ 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
●開札	入札書は、入札者の面前で開札します。

●最高価申込者の決定

- ① 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。
- ② 最高価額による入札者が2人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間に追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。
なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。
また、くじを引かない者があるときは、公売事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。
さらにこれらの者は国税徴収法第 108 条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

●次 順 位 買 受 申 込 者 の 決 定	① 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第104条の2参照）を利用することができます。 ② 最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高 の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である 場合に限り、）で入札した者から次順位による買受の 申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者と して決定します。 なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、 くじで次順位買受申込者を決定します。 ③ 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買 受の申込みを取り消した場合（「買受申込みの取消し」の項 参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消され た場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売 財産を買い取ることができます。
●再 度 入 札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないと きは、再度入札を行う場合があります。
●買受申込みの 取 消 し	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分 of 続行 の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高 価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止して いる間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。

● 売 却 決 定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をもって売却決定を行います。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項③参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
● 売 却 決 定 の 取 消 し 等	① 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 ② 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 ③ 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。

●公売保証金の 返還と市町村 への帰属	① 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書（売却区分番号ごと）に収入印紙（200円）を貼付する必要がありますので注意してください。 ② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 ③ 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 ④ 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市町村に帰属します。
●権利移転の 時期等	① 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会又は知事の許可若しくは届出の受理が必要です。 ② 公売財産に係る危険負担は、①の時点をもって買受人に移転します。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。 ③ 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提出してください。

●権 利 移 転
手 続 き

公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・市町村が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。

- (A) 売却決定通知書
- (B) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証
- (C) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書
- (D) 登録免許税相当額の領収証書
- (E) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料
- (F) (公売財産が農地の場合)
農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」
- (G) 電子申請対象登記所（オンライン指定庁）管内の
物件については登記識別情報の通知に関する確認書

5. 記 載 例

(1) 本人が入札する場合

(2) 代理人が入札する場合

(3) 共同入札代表者が入札する場合

(A) 入札書

(B) 共同入札書

(C) 共同入札代表者の届出書

(4) 委 任 状

(注) ○記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のないように記載してください。

○記載事項は、文中_____線部分の各項目を記入してください。

(1) 本人が入札する場合

入 札 書

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。
氏名にはフリガナを付けてください。

令和〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

入 札 者	住 所 (所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△・××号
	フ リ ガ ナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏 名 (名称)	若 山 健 太 郎
代 理 人	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	4	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号 宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定をします。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を記載してください。
氏名は戸籍名を記載してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所（居所）・所在地

氏名・名称

印

(2) 代理人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。氏名
にはフリガナを付けてください。

入 札 書																																																																											
和歌山地方税回収機構 管理者 様 (〇〇〇市長)						令和〇〇年××月△△日																																																																					
入 札 者	住所(所在地)	<u>和歌山市〇 通1丁目△△番××号</u>																																																																									
	フリガナ	<u>ワカヤマ ケンタロウ</u>																																																																									
	氏名(名称)	<u>若 山 健 太 郎</u>																																																																									
代 理 人	住 所	<u>和歌山市〇〇通5丁目××番△△号</u>																																																																									
	フリガナ	<u>キシユウ ハナコ</u>																																																																									
	氏 名	<u>紀 州 花 子</u>																																																																									
公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。 (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">売却区分番号</th> <th colspan="10">入 札 価 額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 1.5em;">1</td> <td style="width: 10%;">十億</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千万</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">十万</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: 1.2em;">¥</td> <td style="font-size: 1.2em;">3</td> <td style="font-size: 1.2em;">4</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> <td style="font-size: 1.2em;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="padding: 5px;">公 売 財 産 の 名 称 等</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="padding: 5px;">和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号</td> </tr> <tr> <td colspan="11" style="padding: 5px;">宅 地</td> </tr> </table> 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を記載してください。 氏名は戸籍名を記載してください。 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。											売却区分番号	入 札 価 額										1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円			¥	3	4	0	0	0	0	0	公 売 財 産 の 名 称 等											和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号											宅 地										
売却区分番号	入 札 価 額																																																																										
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																																																																	
			¥	3	4	0	0	0	0	0																																																																	
公 売 財 産 の 名 称 等																																																																											
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号																																																																											
宅 地																																																																											
次順位による買受けの申し込みをします。 住所（居所）・所在地 氏名・名称 (印)																																																																											

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

(3) 共同入札代表者が入札する場合 (A)「入札書」

入 札 書

和歌山地方税回収機構 管理者 様
(〇〇〇市長)

この入札書 及び「共同入札書（入札書別紙）」を一緒に入札用封筒に入れて入札してください。氏名にはフリガナを付けてください。

アラビア数字で
はっきりと記載し
頭に¥マークを付
ける。

入 札 者	住 所 (所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△××号
	フ リ ガ ナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名 (名称)	若 山 健 太 郎
代 理 人	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

売却区分番号	入 札 価 額									
1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	4	0	0	0	0	0
公 売 財 産 の 名 称 等										
和歌山県新宮市市〇〇字△△番××号										
宅 地										

3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
なお、入札価額をもって売却決定をします。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 入札書に記載する住所は、住民登録地（法人の場合は、本店所在地）を記載してください。
氏名は戸籍名を記載してください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所（居所）・所在地
氏名・名称

印

入札書と一緒に入札用封筒に入れてください。

(B) 共同入札書（入札書別紙）

実際の用紙はA4サイズです

共同入札書

備考欄に共同入札代表者の氏名及び電話番号をご記入ください。

公 売 公 告 第 〇 〇 号

売 却 区 分 第 〇 号

住 所	氏 名	持 分	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	若山 健太郎
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	073-123-4567

（注）備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書（入札書別紙）は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

(C) 共同入札代表者の届出書

実際の用紙はA4サイズです

和歌山地方税回収機構管理者 様
（〇〇〇市長）

この書類は、公売当日、入札前に提出いただきます。この用紙が必要な方は、前もって和歌山地方税回収機構へお問い合わせ下さい。

共同入札代表者の届出

令和〇〇年××月△△日公売実施の売却区分第 〇〇 号物件の入札に当たり
（住所）和歌山市〇〇通1丁目△△番××号（氏名）若山 健太郎 を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

令和〇〇年××月△△日

共同入札者

住 所	氏 名	持 分	印鑑	電話番号	備 考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	㊥	073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若山 市太郎	1/2	㊥	073-765-4321	

注）1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※ 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

(4) 委任状

委 任 状 (文例)

令和 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様

(〇〇〇市長)

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。
法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

(委任者) 住 所 和歌山市〇〇通1丁目△△番××号

氏 名 若 山 健太郎

印

電 話 0 7 3 (× × ×) 1 2 3 4

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 和歌山市〇〇町△△△番地の×

氏 名 紀 州 花 子

電 話 0 7 3 (× × ×) 0 2 3 4

委任事項

令和××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限

※(この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームページでご用意しております。)

6. 公 売 財 産 の 明 細

(注) ○「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、現況が変動している場合があります。

○「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番 号	機構1-3	見 積 価 額	5, 790, 000円
		公売保証金	580, 000円
公売財産の表示（土地、建物一括で公売）	【土 地】		
	① 所 在 御坊市名屋町三丁目		
	地 番 3番2		
	地 目 宅地		
	地 積 172. 99㎡		
	② 所 在 御坊市名屋町三丁目		
	地 番 3番3		
	地 目 宅地		
	地 積 1855. 76㎡		
	③ 所 在 御坊市名屋町三丁目		
	地 番 3番4		
	地 目 宅地		
	地 積 53. 78㎡		

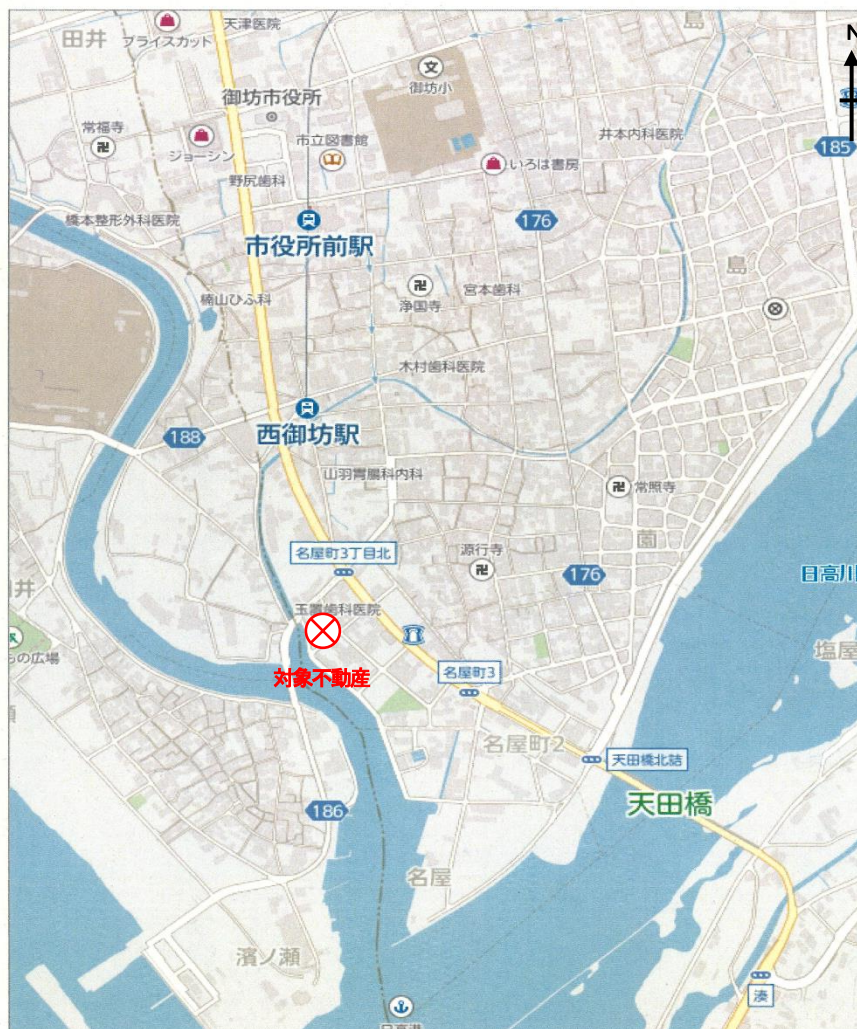
公 売 財 産 の 表 示 （ 土 地 、 建 物 一 括 で 公 売 ）	【建 物】 ① 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3 種 類 工場 構 造 コンクリート ブロック造陸屋根平家建 床 面 積 120. 36㎡ (附属建物) 符 号 1 種 類 工場・物置 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 16. 36㎡ 2階 9. 81㎡ ※主たる建物(120. 36㎡)は滅失、附属建物のみ現存 ② 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の1 種 類 工場 構 造 煉瓦造瓦葺平家建 床 面 積 310. 74㎡ ③ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の2 種 類 工場 構 造 木造瓦葺平家建 床 面 積 79. 33㎡ ④ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の3 種 類 工場・事務所 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床 面 積 1階 165. 28㎡ 2階 74. 38㎡ ⑤ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地4、3番地3、3番地4先 家屋番号 3番4 種 類 事務所・居宅 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 49. 14㎡
--	---

公 売 財 産 の 概 要	【土地】 ●当該土地は、国道42号線沿い地域の背後に位置する工業地域であり、街路の系統・連続性は良好といえる。地域内の道路は、幅員約6m程度が標準である。 ●当該地域は、御坊市街地に隣接する位置にあり、紀州鉄道「西御坊」駅の南方450m程度で、接近条件は良好である。 ●近隣地域は、国道42号沿い地域と河川に挟まれた地域で、古くから、木材関連の工場、資材置場、倉庫等が混在する工業地域であるが、営業所、共同住宅等も介在する。津波災害警戒区域に位置する。 ●対象地は、北西側、北東側、南東側、南西側に接面街路がある。 ●対象地の形状は不整形で、北東側間口約38m、奥行約37m～52m。ほぼ平坦地状であるが、高低差は路面と等高～やや高く接面。 ●対象地の地盤調査は実施していないため不明である。 【建物】 ①家屋番号 3番3 (附属建物) ●主体:木造 ●屋根:亜鉛メッキ鋼板葺 ●外壁:モルタル、吹き付け等 ●用途:工場・物置 ●状態:相当劣る ※主たる建物(120.36㎡)は滅失、附属建物のみ現存 ②家屋番号 3番3の1 ●主体:煉瓦造 ●屋根:瓦葺 ●外壁:モルタル、吹き付け等 ●用途:工場 ●状態:相当劣る ③家屋番号 3番3の2 ●主体:木造 ●屋根:瓦葺 ●外壁:板張り等 ●用途:工場 ●状態:相当劣る ④家屋番号 3番3の3 ●主体:鉄筋コンクリート造 ●屋根:陸屋根 ●外壁:モルタル、吹き付け等 ●用途:工場・事務所 ●状態:相当劣る
--	--

公 売 財 産 の 概 要	⑤家屋番号 3番4 ●主体:鉄筋造 ●屋根:亜鉛メッキ鋼板葺 ●外壁:鋼板 ●用途:事務所・居宅 ●状態:劣る
利 用 状 況 、 法 的 規 制 等	【利用状況】 * 対象建物は、かつて製氷冷蔵工場として使用された建物であり、経済的耐用年数経過済みで閉鎖中の老朽化した工場である。 * 多数の機械設備・工作物等の動産(種類、数量等は不明)が残置されている。 また、対象地内にはタンクが残置されているが、内容物等の調査はしていません。 * 工場・事務所の一部を居宅としている占有者がある。 【公法上の規制等】 * 供給処理施設 水道:あり 公共下水道:なし 都市ガス:なし * 用途地域等:準工業地域、津波災害警戒区域、非線引都市計画区域 * 建蔽率:指定60%、容積率:指定200% * 土壌汚染の有無等:汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴は確認できないが、土地上に油状の液体が見られる箇所がある。 * アスベストの有無:調査していないため不明。 * PCB、フロンの有無等:調査していないため不明。 * 埋蔵文化財包蔵地の指定:なし 【未登記建物の状況】 対象地の北側に下記未登記建物が存在する。 建築時期:昭和43年新築 構 造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 用 途:倉庫 規 模:44.59㎡ 品 等:普通 状 態:相当劣る

その他 公 売 条 件	●公売財産は一括して公売します。 ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。 ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。 ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。 なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。 ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。 ●公売財産上にある未登記建物及び動産等は、公売の対象外です。 ●未登記建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。 ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は生じません。 ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。 ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。
------------------------------------	--

所 在 図

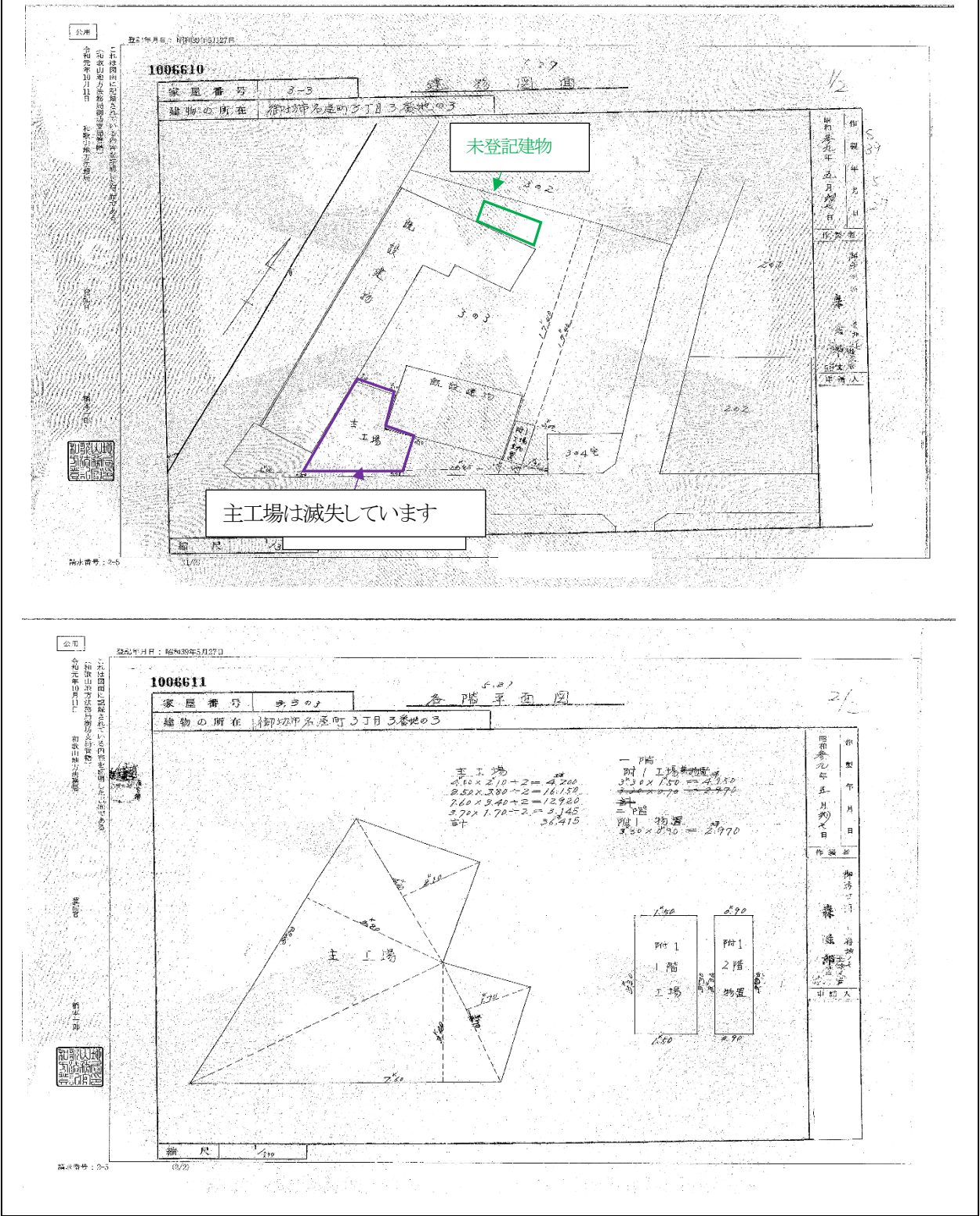


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。



建物図面・各階平面図

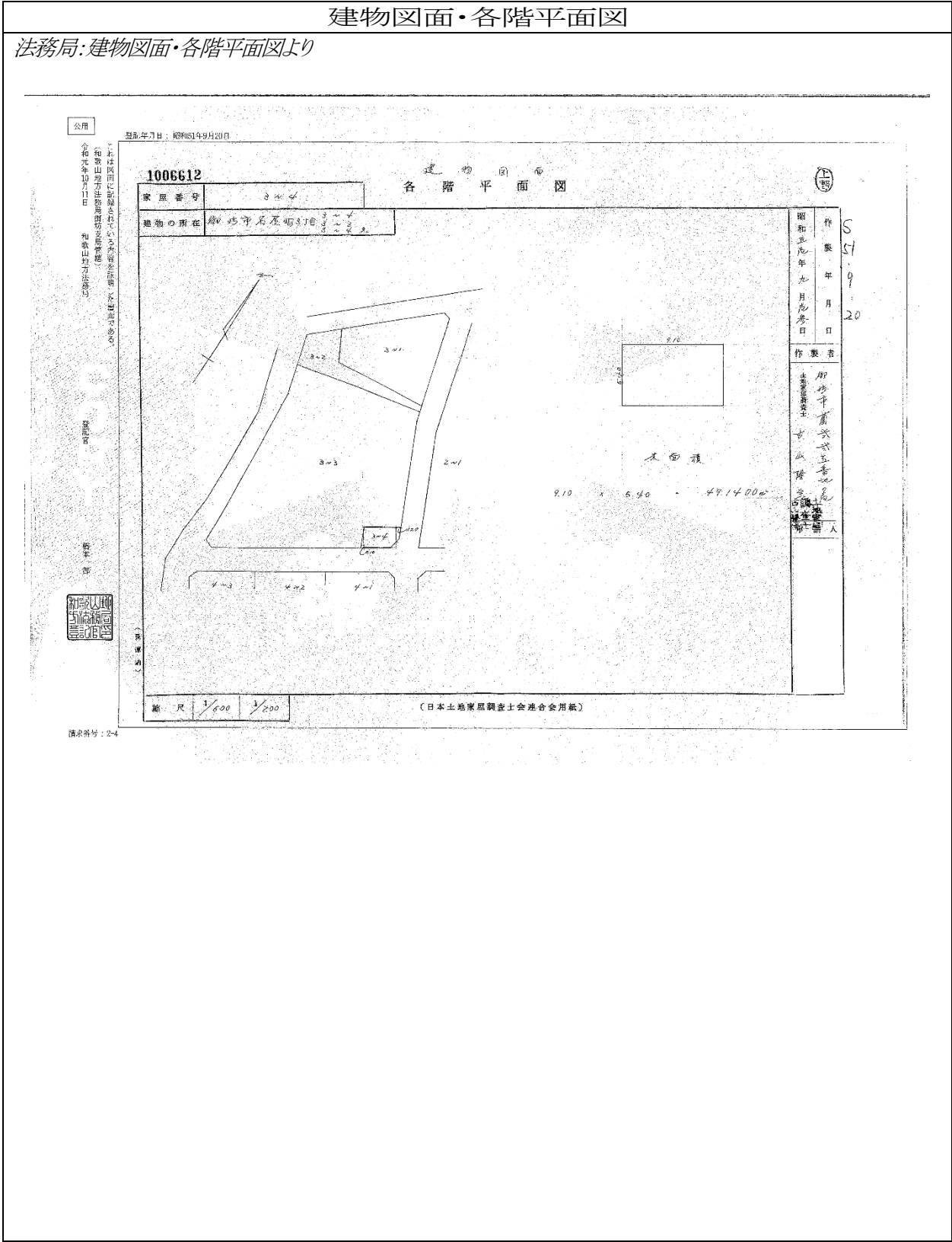
法務局:建物図面・各階平面図より



※「未登記建物」についてはおおよその位置となっていますので、必ず現地確認を行ってください。

建物図面・各階平面図

法務局:建物図面・各階平面図より



現 況 写 真

(北東から撮影)



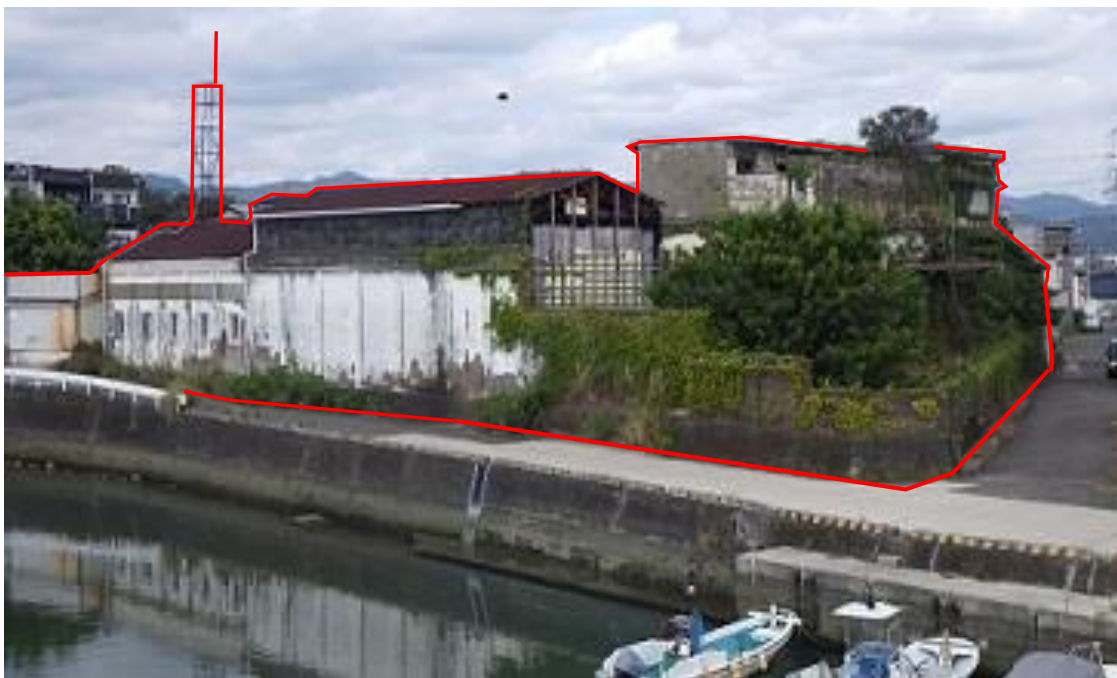
(敷地内北側の建物を東から撮影)



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(南南西から撮影)



(西から撮影)



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(建物内に残存する機械設備、動産等)



(建物内に残存する機械設備、動産等)



一部の機械設備、動産等を掲載しています。

現 況 写 真

(建物内に残存する機械設備、動産等)



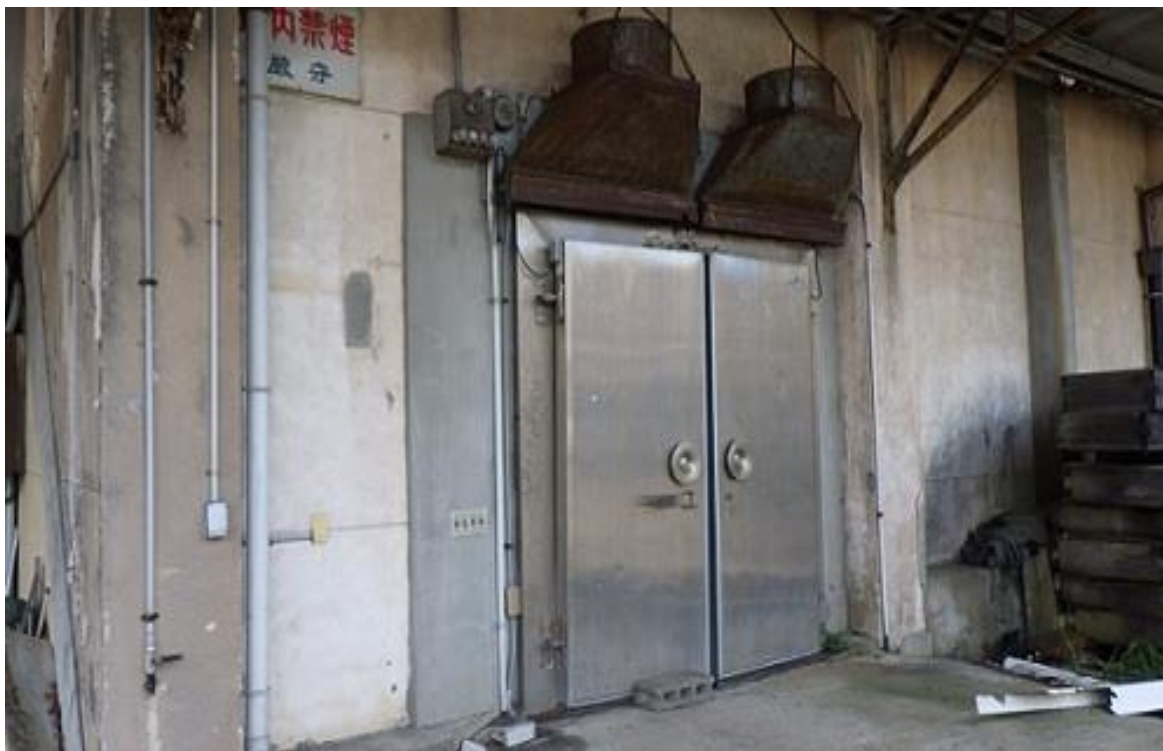
(建物内に残存する機械設備、動産等)



一部の機械設備、動産等を掲載しています。

現 況 写 真

(建物の扉)



(敷地内に残存するタンク)

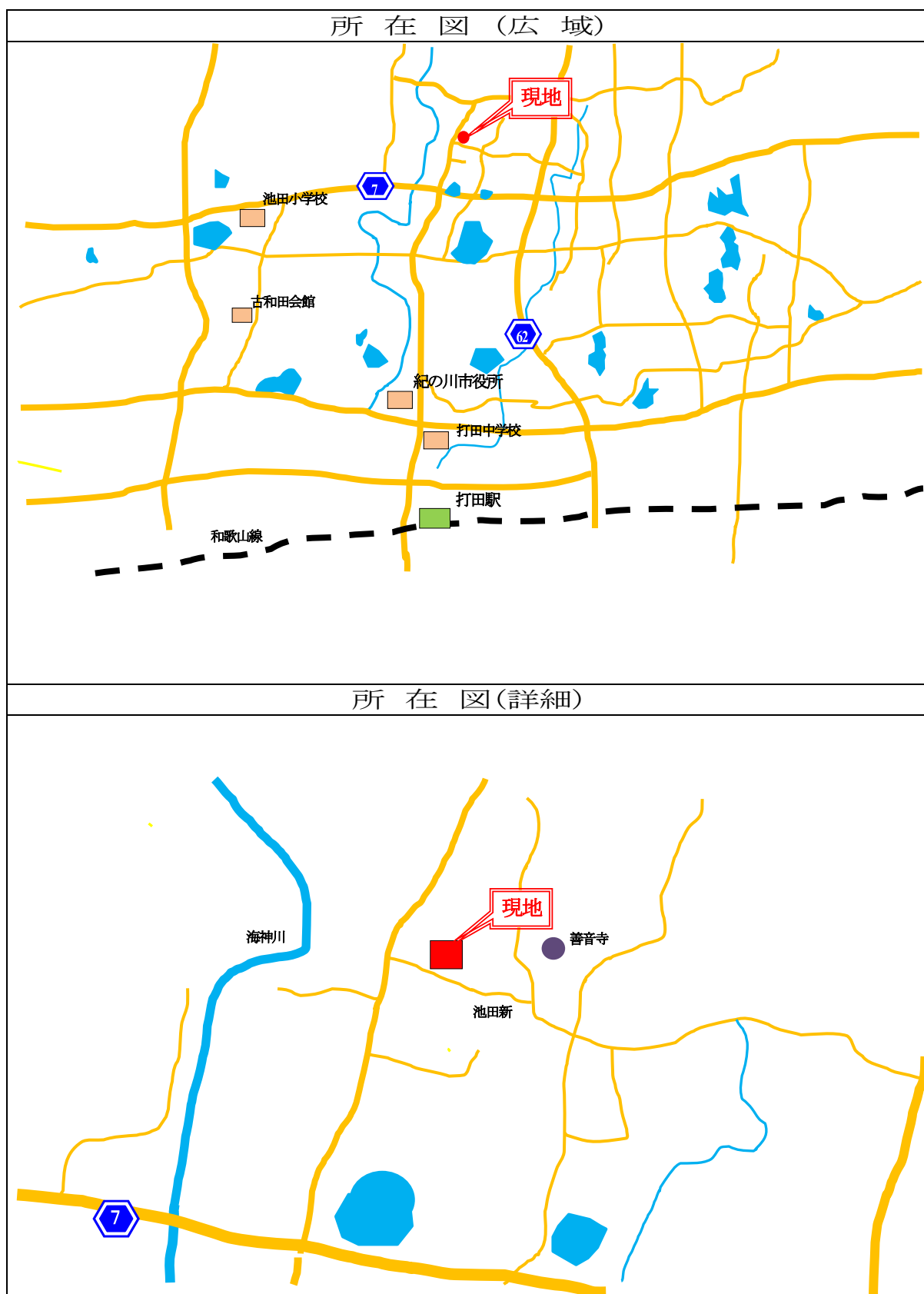


一部の機械設備、動産等を掲載しています。

公売財産明細書

売却区分 番 号	紀市1-1	見 積 価 額	4, 800, 000円
		公売保証金	480, 000円
公売財産の表示（一括で公売）	(土地) 所 在 紀の川市池田新字梅ノ木 地 番 338番1 地 目 宅地 地 積 494. 61㎡ (建物) 所 在 紀の川市池田新字梅ノ木338番地1 家屋番号 338番1の1 種 類 居宅 構 造 鉄骨造スレート葺2階建 床 面 積 1階 126. 61㎡ 2階 59. 33㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	対象不動産は、JR 和歌山線打田駅の北方約1. 7km(直線距離)に位置する。 対象不動産の属する地域(近隣地域)は対象不動産の東約300m、西約70m、南約200m、北約300mの範囲内の農家集落地域である。 土地は南側において幅員約2mの舗装市道に面する。間口約20m、奥行約25m、規模は約500㎡のほぼ長方形地で、路面とほぼ等高の土地である。		

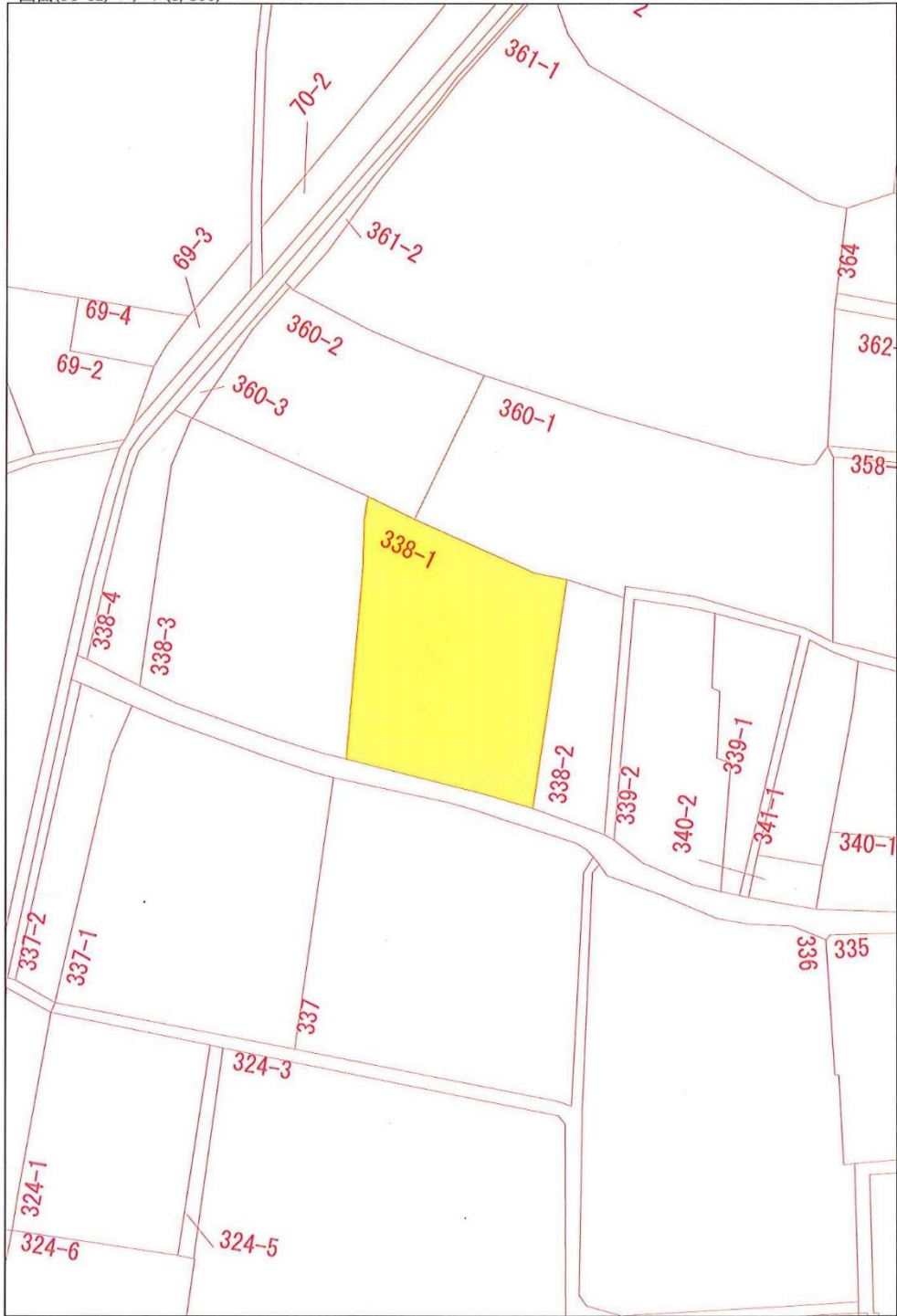
利用状況、法的規制等	非線引都市計画区域で用途地域の指定はない(指定建ぺい率70%、指定容積率200%)。 対象不動産は、建物が所在する建付地。文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内にはない。また土壌汚染の有無については、異常な事項はない。また旧土地台帳で履歴調査を行ったところ、昭和62年頃の住宅地図では住宅の敷地であったものと思われる。土壌汚染の可能性は少ないものと判断できる。建物は平成7年12月新築の鉄骨造スレート葺2階建。建物内部の維持管理の状態は不明であるが、外観からの観察では普通である。尚、対象建物には所有者が居住している。 供給処理施設 上水道 あり 都市ガス なし 下水道 なし 下水については、浄化槽か否かは未確認
その他公売条件	●境界は、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。 ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要する。 ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。 ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ●権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。



(注) 地図はおおよその場所を示しているのので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

見 取 図

図面(14-12) スケール(1/500)



2019年6月28日出力

現況写真

南から撮影



北東から撮影

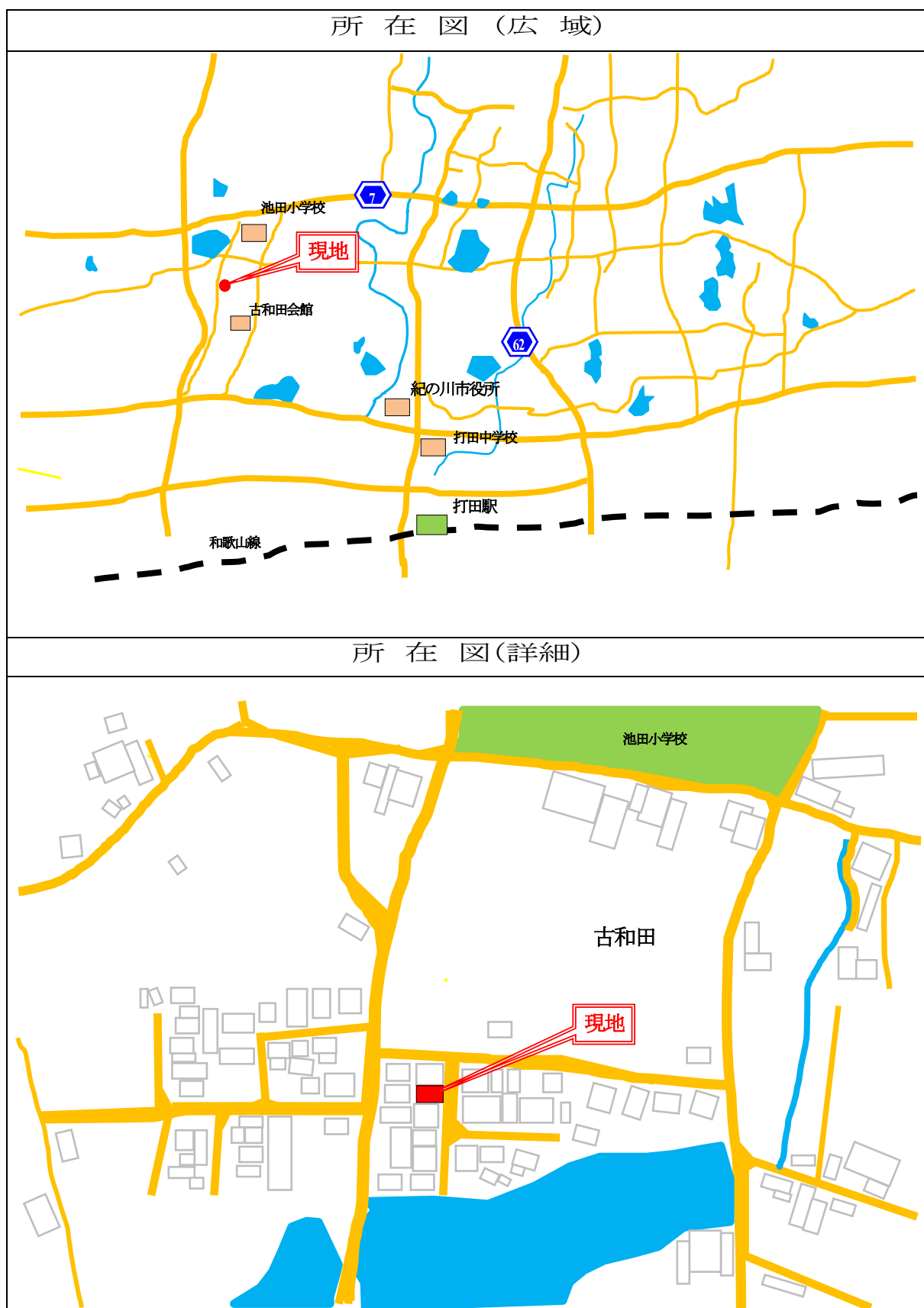


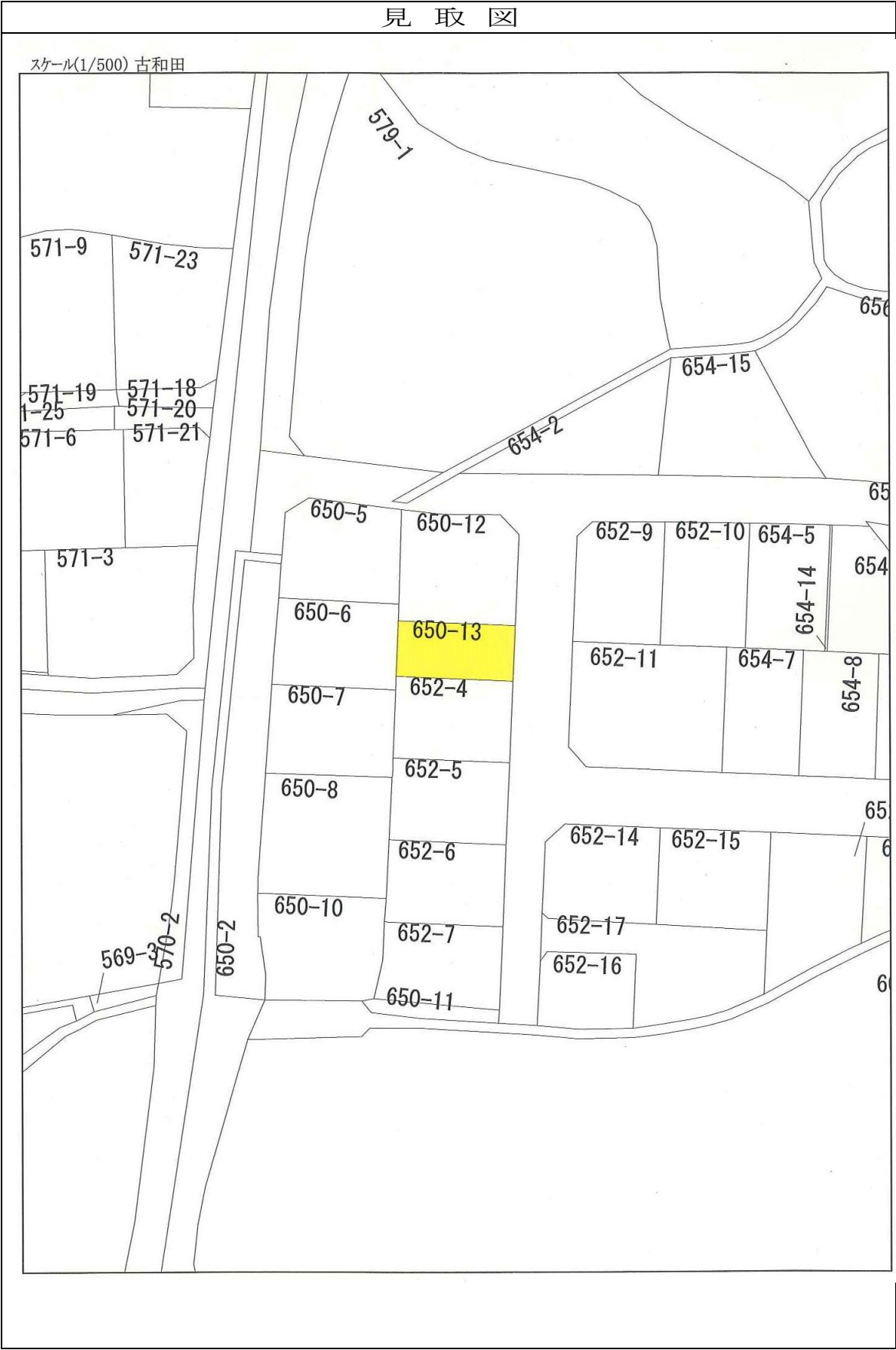
注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番 号	紀市1-3	見 積 価 額	1, 230, 000円
		公売保証金	130, 000円
公売財産の表示（一括で公売）	(土地) 所 在 紀の川市古和田字舞台 地 番 650番13 地 目 宅地 地 積 69. 62m² (建物) 所 在 紀の川市古和田字舞台650番地13 家屋番号 650番13 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 37. 26m² 2階 22. 35m² 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	対象不動産は、JR 和歌山線打田駅の北西約1. 4km(直線距離)に位置する。 対象不動産の属する地域(近隣地域)は対象不動産の東方約60m、西方約20m、南約40m、北約20mの範囲内の宅地分譲地域である。 土地は東側において幅員約6. 5mの舗装市道に面する。間口約6m、奥行約12m、規模は69. 62m²の概ね長方形画地で、路面とほぼ等高の平坦地である。		
	非線引都市計画区域で用途地域の指定はない(指定建ぺい率70%、指定容積率200%)。 対象不動産は、建物が所在する建付地で、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内にはない。また土壌汚染の有無については異常な事項はない。土地の形状は概ね標準画地並であるが、規模が小さく間口も狭く、建物は経過年数が約34年であることから、設備等の機能性が劣ると考えられる。尚、対象建物には所有者が居住している。 供給処理施設 電気、水道及び排水施設等は完備。		
利用状況、法的規制等			

その他 公 売 条 件	●境界は、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。 ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要する。 ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。 ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ●権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。
------------------------------------	--





現況写真

東から撮影



南東から撮影

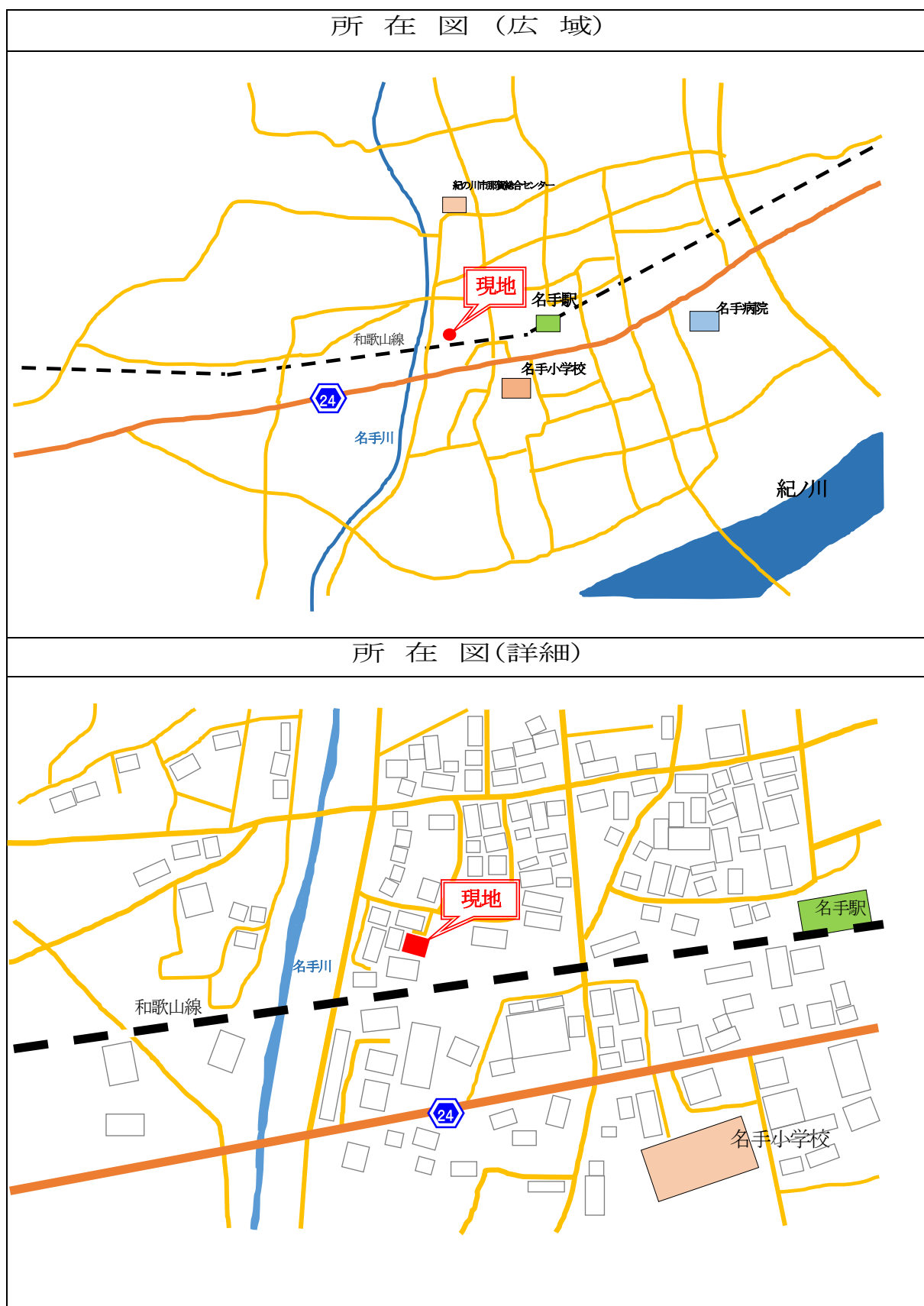


注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

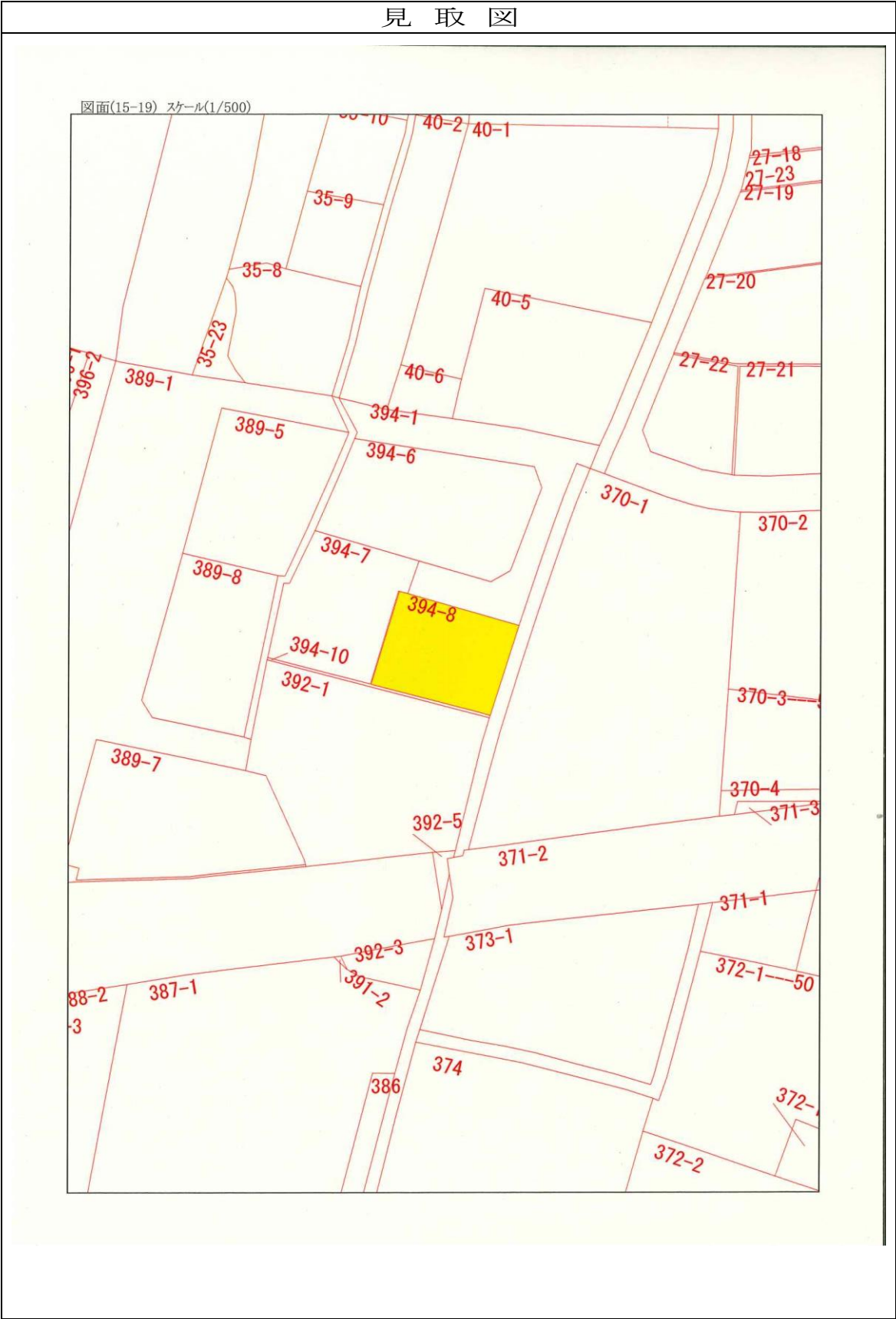
公売財産明細書

売却区分 番 号	紀市2-1		見 積 価 額	3, 380, 000円
			公売保証金	340, 000円
公売財産の表示（一括で公売）	(土地) 所 在 紀の川市名手西野字西川 地 番 394番8 地 目 宅地 地 積 176. 68㎡			
	(建物) 所 在 紀の川市名手西野字西川394番地8 家屋番号 394番8 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 94. 08㎡ 2階 40. 92㎡ 以上登記簿による表示			
公売財産の概要	対象不動産は、JR 和歌山線名手駅の西方約280m(直線距離)に位置する。 対象不動産の属する地域(近隣地域)は対象不動産の東約80m、西約30m、南約20m、北約70mの住宅地域内である。 土地は幅員約4. 5mの舗装市道に等高に接面する。間口約12m、奥行約15mのほぼ長方形地で規模は約180㎡。			

利用状況、法的規制等	非線引都市計画区域で用途地域の指定はない(指定建ぺい率70%、指定容積率200%)。 対象不動産は、建物が所在する建付地で、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内にはない。また土壌汚染の有無については異常な事項はなく、可能性は低いと判断される。土地の形状は概ね標準画地並であるが、敷地内に駐車場がない。建物は経過年数が約38年であることから、設備等の機能性が劣ると考えられる。尚、対象建物には所有者が居住している。 供給処理施設 上水道 あり 都市ガス なし 下水道 なし
その他公売条件	●境界は、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。 ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要する。 ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえに入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。 ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 ●権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。



見 取 図



現況写真

東から撮影



北東から撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分 番 号	白浜町1-1		見 積 価 額	2, 050, 000円
			公売保証金	210, 000円
公 売 財 産 の 表 示	所 在 西牟婁郡白浜町庄川字庄川口 地 番 43番17 地 目 雑種地 地 積 247㎡ 以上登記簿による表示			
公 売 財 産 の 概 要	●対象不動産は、JR 西日本・紀勢本線「白浜駅」より南東へ約3.5km(道路距離)付近で、一般住宅が建ち並ぶ標準住宅地域である。 ●近隣地域は、対象不動産の中心より、東方約120m、西方約30m、南方約20m、北方約70mの範囲内の現況宅地部分。 ●南東側で幅員約5mの舗装町道にほぼ等高で接面している。 ●間口約15m、奥行約16m、ほぼ正方形の中間画地である。			
利 用 状 況 、 法 的 規 制 等	【利用状況】 ●空き地(雑草が繁茂している。) 【公法上の規制】 ●供給処理施設:上水道あり、都市ガスなし、下水道なし ●用途地域等:準都市計画区域(建蔽率60%、容積率200%)、 特定用途制限地域(第一種地区) ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。			

その他 公売 条件	● 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ● 公売財産上にある動産、公売対象外の建物等は、公売の対象外である。 ● 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 ● 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 ● 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。 ● 公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 ● 白浜町は引渡しの義務を負いません。ゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべて買受人自身で行ってください。白浜町は関与いたしません。 ● 公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および白浜町に担保責任は生じません。 ● 白浜町は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 ● 税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。
--------------------------	---

所 在 図 (広域)

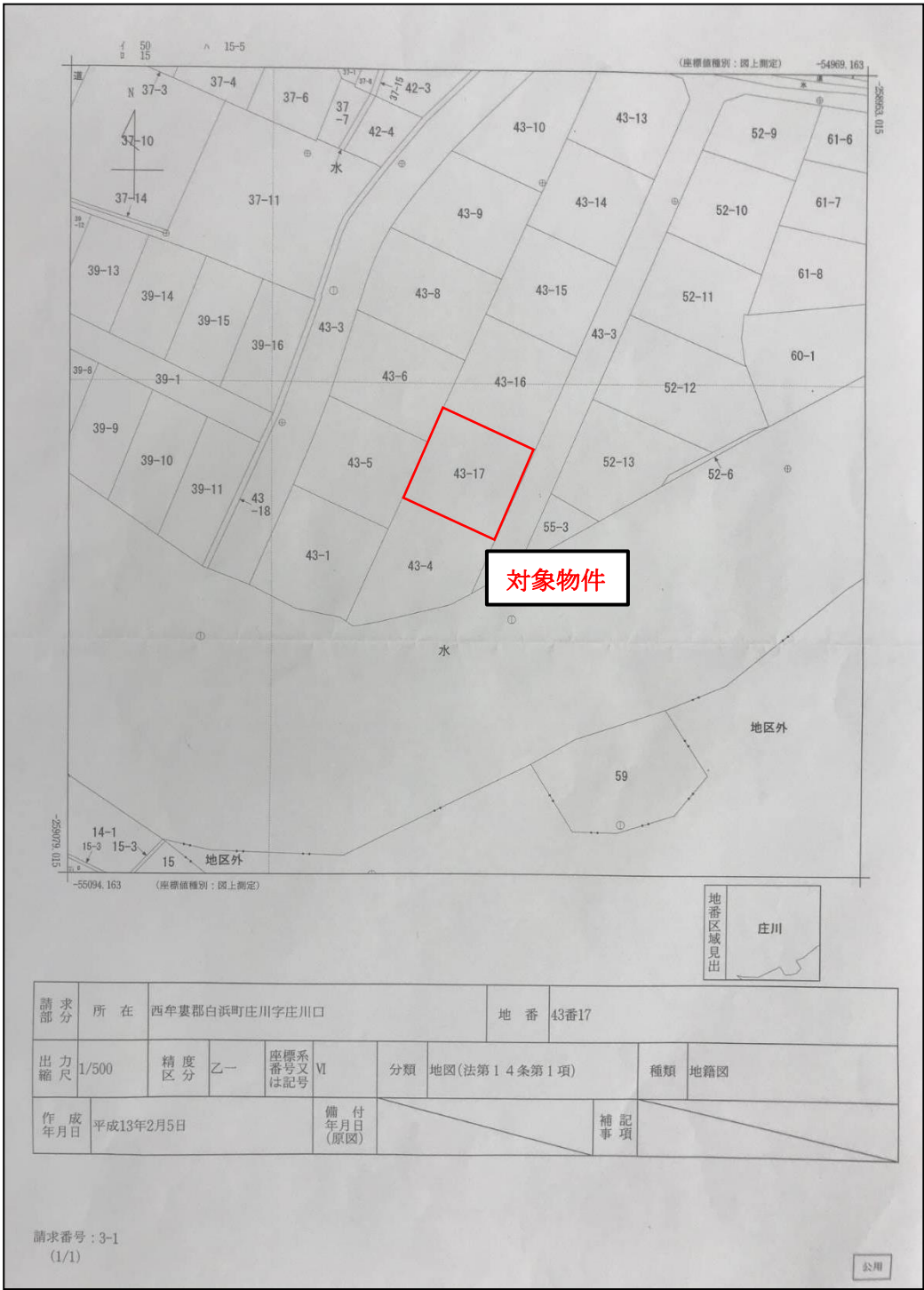


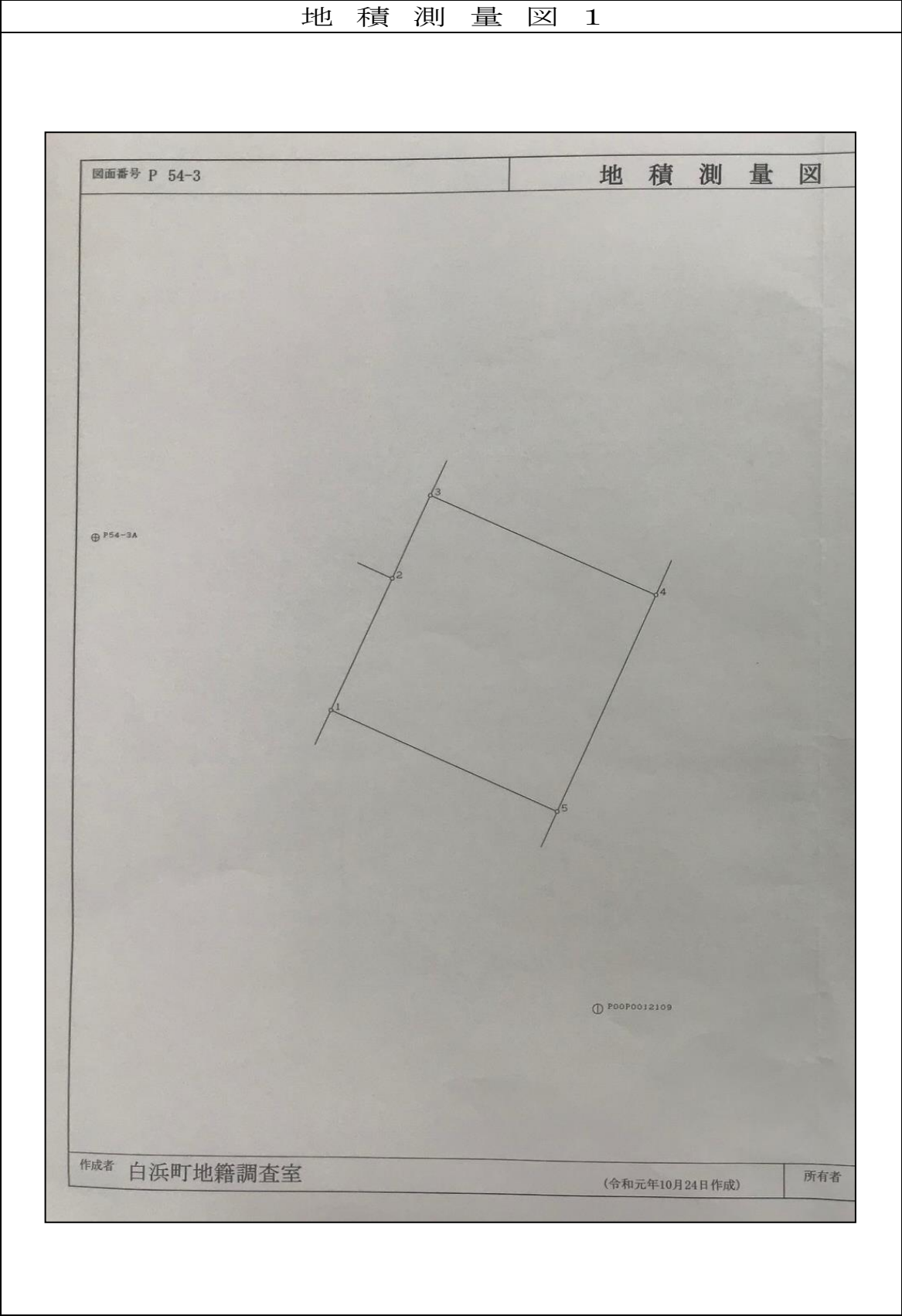
所 在 図 (詳細)



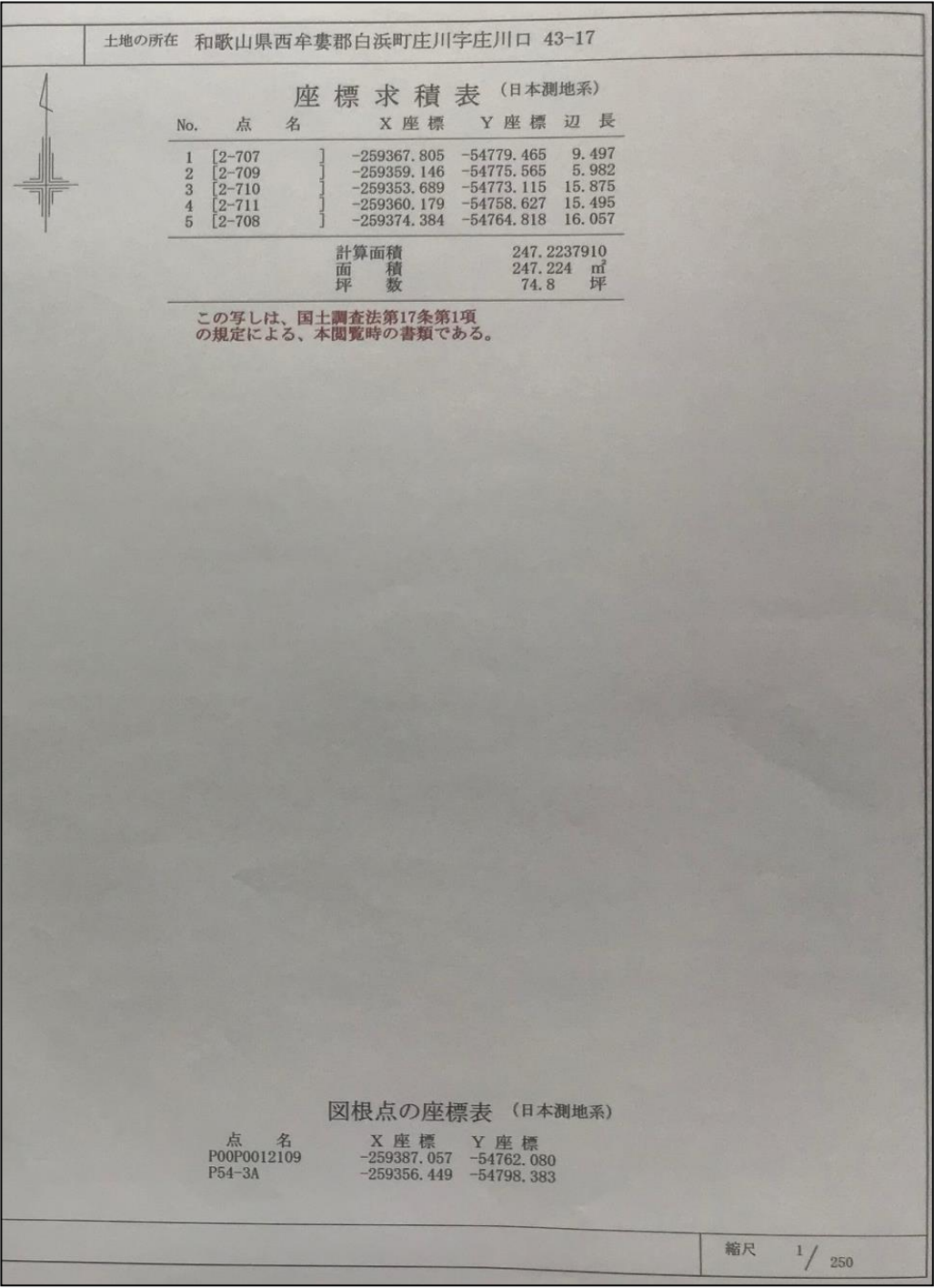
(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

地 籍 図





地 積 測 量 図 2



現 況 写 真

東側より撮影



南東側より撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

北東側より撮影



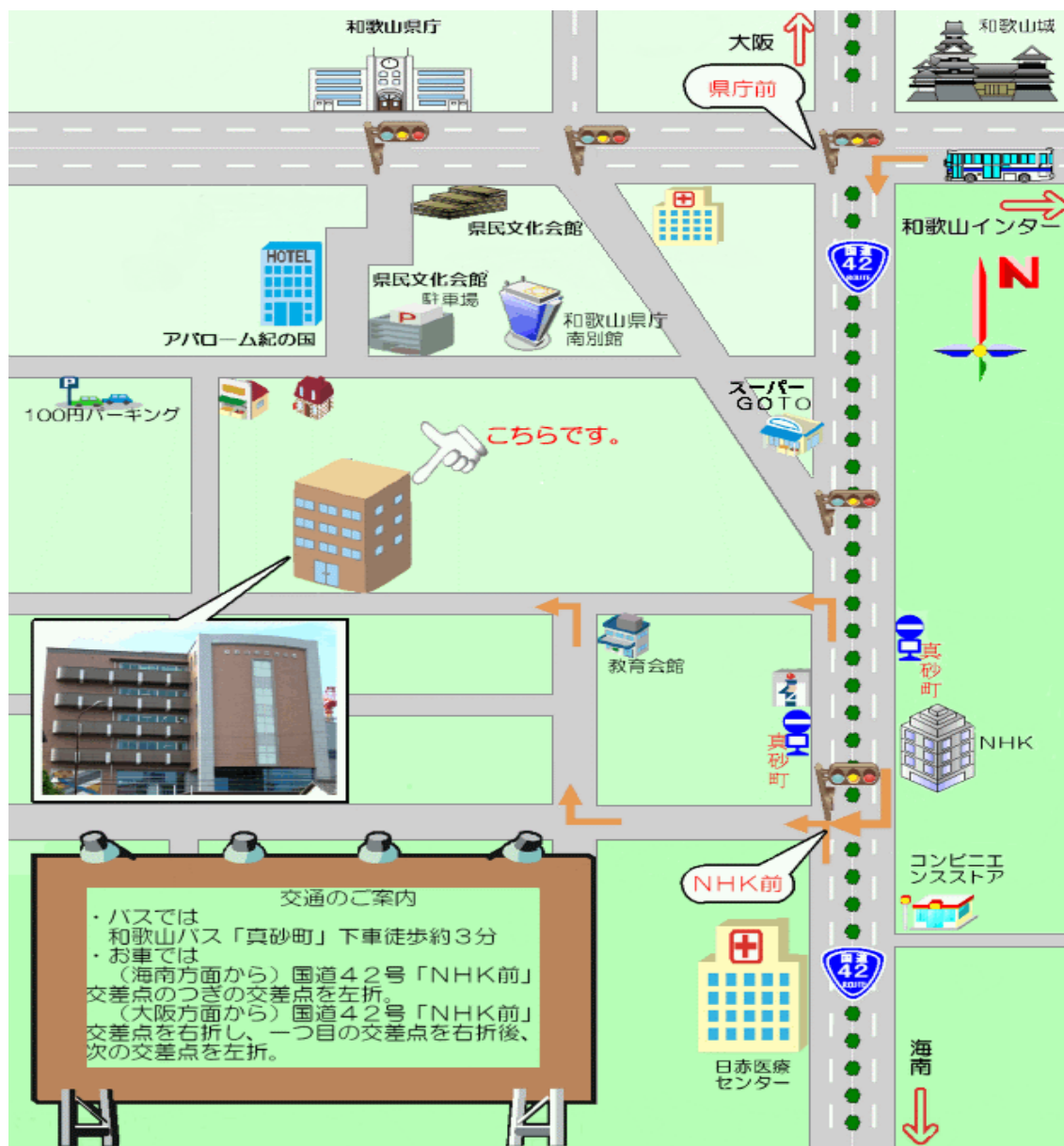
東側より撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

7. 公売会場のご案内

会場	和歌山県自治会館 3階304会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1
----	--



◎会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640